

第 13 号議案

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例の件

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

新開地アートひろば条例の一部を改正する条例

新開地アートひろば条例（平成 8 年 4 月 条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表（第9条関係）

別表（第9条関係）

(1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金

(1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金

施設の名 称	利用料金（円）						
	使用 時間 使用 区分	午前 （午前10 時から午 後0時30 分まで）	午後 （午後1 時30分か ら午後5 時まで）	夜間 （午後6 時から午 後10時ま で）	午前・午 後 （午前10 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時30分か ら午後10 時まで）	終日 （午前10 時から午 後10時ま で）
多機能ホ ール	平日	14,100	19,700	22,500	30,400	38,000	47,900
	土曜日、日 曜日及び休 日	16,600	23,300	26,600	35,900	44,900	56,500
多目的 稽古場	1	1時間につき					2,250
	2	き					3,550
スタジ オ	1	1時間につき					1,050
	2	き					850
	3						950
工房	1人につき	1,150	1,700	1,800	2,600	3,100	4,000
ギャラリ ー	1日につき						5,900
会議室	1	1時間につき					1,350
	2	き					1,050

施設の名 称	利用料金						
	使用 時間 使用 区分	午前 （午前10 時から午 後0時30 分まで）	午後 （午後1 時30分か ら午後5 時まで）	夜間 （午後6 時から午 後10時ま で）	午前・午 後 （午前10 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時30分か ら午後10 時まで）	終日 （午前10 時から午 後10時ま で）
多機能ホ ール	平日	11,000円	15,000円	17,000円	23,000円	29,000円	37,000円
	土曜日、日 曜日及び休 日	13,000円	18,000円	20,000円	28,000円	35,000円	44,000円
多目的 稽古場	1	4,000円	6,000円	7,000円	9,000円	12,000円	15,000円
	2	7,000円	9,000円	11,000円	15,000円	18,000円	23,000円
スタジ オ	1	2,100円	2,900円	3,300円	4,500円	5,600円	7,000円
	2	1,800円	2,500円	2,900円	3,900円	4,900円	6,100円
	3	1,900円	2,700円	3,000円	4,100円	5,100円	6,400円
工房	1人につき	900円	1,300円	1,400円	2,000円	2,400円	3,100円
ギャラリ ー		1日につき4,500円					
会議室	1	2,600円	3,600円	4,100円	5,600円	6,900円	8,800円
	2	1,900円	2,700円	3,100円	4,200円	5,200円	6,600円

備考

備考

1～3 [略]

1～3 [略]

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外

の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき5,600円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 使用者が多目的稽古場、スタジオ及び会議室を使用する場合において、1時間未満の端数は1時間として計算する。

6 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき4,300円とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の新開地アートひろばの使用について適用し、同日前の新開地アートひろばの使用については、なお従前の例による。

理 由

利用料金の上限額の変更に伴い、条例を改正する必要があるため。